

## 桶川市福祉電話設置事業運営要綱

(平成18年3月29日告示第68号)

桶川市福祉電話設置事業運営要綱(昭和56年桶川市告示第18号)の全部を次のように改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、一人暮らしの高齢者や外出困難な重度障害者等に福祉電話を設置することにより、コミュニケーション、緊急連絡、孤独感の緩和、安否確認等の手段の確保を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 福祉電話の設置対象者は、現に電話を保有しない住民税非課税世帯に属する者で、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 65歳以上で、一人暮らしの者
- (2) 在宅生活をおくる重度身体障害者で、外出困難な者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(申請等)

第3条 福祉電話の貸与を受けようとする者は、様式第1号の福祉電話貸与申請書を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による貸与の申請があったときは、その内容等を審査の上貸与の可否を決定し、申請者に様式第2号の福祉電話貸与決定・否決通知書により通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、速やかに様式第3号の請書を市長に提出しなければならない。

(費用)

第4条 福祉電話の貸与は、無料とする。

2 福祉電話の使用に係る基本料及びめいりょう(聴覚にやや障害がある者に対し、聞き取りやすいように工夫された機能)の使用料は、市が負

担するものとする。ただし、生活保護受給世帯は、この限りでない。

3 福祉電話の使用に係る通話料は、貸与を受けた者が負担しなければならない。

(電話の返還)

第5条 市長は、福祉電話の貸与を受けた者が次の各号の一に該当したときは、様式第4号の福祉電話貸与返還決定通知書により通知し、福祉電話を返還させるものとする。

(1) 第2条の対象者に該当しなくなったとき。

(2) その他、市長が福祉電話の貸与を不相当と認めたとき。

(関係機関との連携)

第6条 市長は、この事業の実施に当たっては、関係機関と密接な連携を図ることにより、事業の円滑な運営に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、福祉電話に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

福祉電話貸与申請書

年 月 日

桶川市長

住所  
申請者  
氏名 ⑩

下記により福祉電話を貸与されるよう申請します。

現住所	桶川市		丁目	番	号
	大字			番地	
世帯の構成	氏	名	年齢	生年月日	市民税課税状況
					課税・非課税
住居の状況	自宅・借家・アパート 木造・鉄筋（配管、有・無）・プレハブ				
貸与を必要とする理由					

- ・この申請の審査に関し、必要な課税資料及び個人情報を見ることが同意します。

備考 福祉電話を設置する場所が他人の所有に属する建物であるときは、別紙の福祉電話設置承諾書を添付してください。

様式第2号（第3条関係）

桶 第 号  
年 月 日

様

桶川市長



福祉電話貸与 決定  
・ 通知書  
否決

年 月 日付けで申請のあった福祉電話の貸与については、下記のとおり  
(決定・否決)したので、通知します。

記

1 設置予定日

2 電話番号

3 否決の理由

請 書

年 月 日

桶川市長

借用者 住 所

氏 名

⑩

年 月 日に設置された、福祉電話の貸与については、桶川市福祉電話設置事業運営要綱の定めるところに従い、下記の事項を守ることを約し、後日のために本書を提出します。

記

- 1 貸与物件 福祉電話1台（ 局 番）
- 2 私は、貸与された福祉電話を維持管理し、これを譲渡し、又は担保に供するなど  
の目的外に使用することはしません。
- 3 私は、借用者が負担することになっている通話料については速やかに管轄の電話  
局に納入することとし、市には一切のご迷惑をおかけしません。
- 4 私の責任に帰すべき理由により貸与を受けた福祉電話の一部又は全部をこわし  
たり、なくしたりしたときは、直ちに市に申し出た上、実費を弁償します。
- 5 福祉電話を必要としなくなったときは、速やかに市に申し出て返還いたします。
- 6 前記の各事項に記載するもののほか疑義が生じた場合は、その都度市に申し出て  
協議します。

様式第4号（第5条関係）

桶 第 号  
年 月 日

様

桶川市長



福祉電話貸与返還決定通知書

年 月 日付けで貸与した福祉電話を下記の事由により返還の決定をしたので、通知します。

記

1 返還の期日

年 月 日

2 返還の事由